

佐久市ファミリー・サポート・センター事業 利用料金の助成について

佐久市では、対象となる方へ事業を利用した際に、経済的負担の軽減と利用促進のため、利用料金の一部を助成しています。

【対象となる方】

市内に住所を有する利用会員のうち、相互援助活動を利用する日において、次のいずれかに該当し、かつ、市税等の滞納がない方。

- ① 生活保護費受給世帯
- ② 児童扶養手当受給者
- ③ 福祉医療費給付金受給者
(平成17年佐久市条例第77号) 第2条第3号から第5号までのいずれかに該当する方)
- ④ 身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳2級以上交付世帯
- ⑤ 当該年度市町村民税が非課税の世帯に属する者

【助成金額】

利用料金の半額(上限1万円/月)

※食事代等の実費費用及び、取り消しにかかる料金(キャンセル料)は対象外

【提出書類】

佐久市役所 子育て支援課又は各佐久市役所支所へ提出ください。

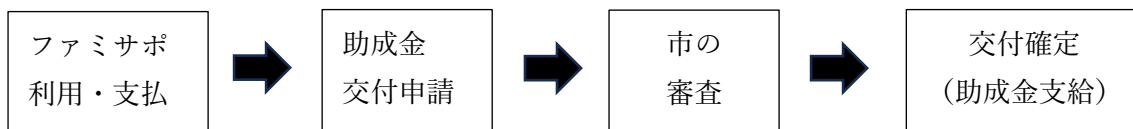
- ① 助成金交付申請書兼請求書
- ② 支援活動報告書 兼 領収書(原本)
- ③ その他市長が必要と認める書類

※申請書等はファミリー・サポート・センターには提出できませんのでご注意ください。

【申請期限】

利用した月の翌月まで(例:4月中に利用した場合は5月末まで)

【申請から支給までのおおまかな流れ】



★ファミサポ登録・利用に関すること
佐久市ファミリー・サポート・センター
(佐久市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係)
電話:0267-67-2463
平日 9:00~17:00

☆利用料金助成に関すること
佐久市役所 子育て支援課
電話:0267-62-3149
平日 8:30~17:15